

青森県都市計画基本方針(概要版)



平成22年6月

都市計画マスタープランの目的

青森県都市計画マスタープラン(以下「マスタープラン」という)は、県内諸都市の発展動向や人口・産業の見通しなどを踏まえ、おおむね20年後のめざすべき姿を展望した都市の将来像を描き、その実現に向けた都市計画の方向性を明らかにするものです。

現在、日本はこれまで経験したことのない人口減少・少子高齢社会を迎えており、さらには地球環境問題の深刻化や地方公共団体における財政状況の悪化など、都市を取り巻く環境は今後一層厳しさを増すものと予想されています。

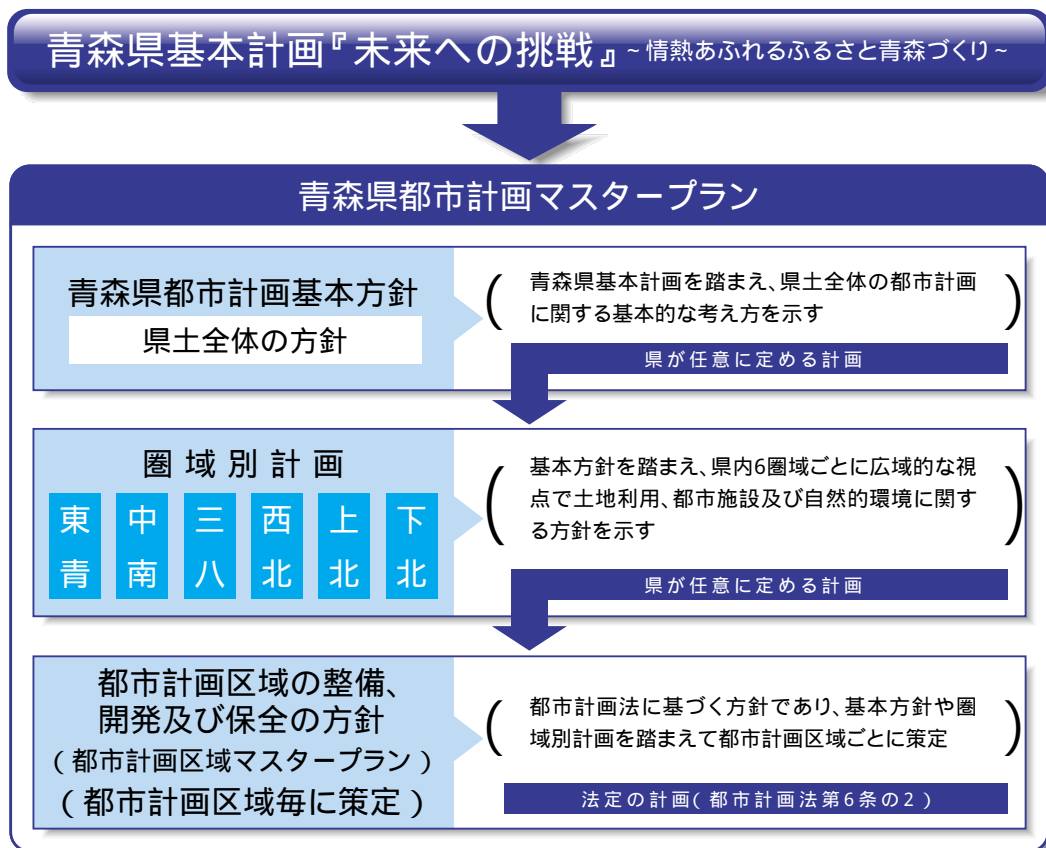
本マスタープランは、こうした厳しい社会環境下にあっても、持続可能な都市を実現できるよう、県が市町村や県民に対して都市計画に関する考え方を示すものです。

策定の背景

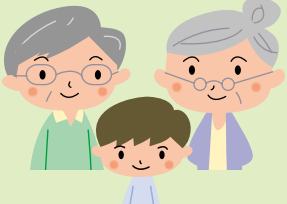





前回の「青森県都市計画基本方針」は、平成14年9月に策定しましたが、その後の社会情勢や都市を取り巻く以下のような環境の変化などに基づき、今回見直しを行いました。

- ▶ 本格的な人口減少時代の到来
- ▶ 市町村の合併の進行
- ▶ さらなる地方分権の推進
- ▶ 都市計画法の改正
- ▶ 景観法の制定

都市計画マスタープランの構成



青森県を取り巻く環境変化と課題

<p>1 人口減少・高齢化の進行と世帯数減少への転換</p> 	<p>2 経済の低迷と雇用環境の悪化</p> 	<p>3 「食」の安全・安心への関心の高まりと経営耕地面積の減少</p> 
<p>4 地球環境問題と環境・エネルギー分野における先進的な取り組み</p> 	<p>5 持続可能な財政構造の確立</p> 	<p>6 平成22年12月東北新幹線全線開業と新たな発展の可能性</p> 

青森県の都市の課題

<p>1 都市計画区域の見直し</p> 	<p>2 大規模集客施設などの適正な立地</p> 	<p>3 中心市街地の衰退</p> 
<p>4 地域公共交通の維持</p> 	<p>5 都市施設整備の遅れ</p> 	<p>6 自然災害への対策</p> 
<p>7 防犯への対策</p> 	<p>8 美しい眺望景観や伝統的なまち並みの保全・継承</p> 	<p>9 まちづくりの人財活用と継続的な育成</p> 

都市づくりの基本理念

都市づくりの基本理念を「生活創造社会の実現に向けた持続可能な都市」とし、これを実現するために「コンパクトな都市づくり」と「優良な農地や身近な自然・緑地の保全」の観点による「都市全体のマネジメント」を推進します。

その上で、人口減少・少子高齢化などの青森県を取り巻く諸課題への確に対応していくため、以下の4つの視点に基づいた都市づくりを推進します。



コンパクトな都市づくり

コンパクトな都市とは、単に市街地を縮めるといった形態的概念ではなく、まちなかに商業・業務・住居などの都市機能を集めた都市のことです。

このような都市づくりによって、市街地と農地などの郊外の環境が将来にわたって良好な状態に保たれ、歴史的・文化的資源が保全され、持続的な経済活動も安定します。このように持続可能な都市づくりに貢献することから、原則として、新たな市街地の拡大は行わないコンパクトな都市づくりを進めます。

優良な農地や身近な自然・緑地の保全

市街地の周囲に広がる比較的大規模にまとまった優良農地は、本県の農林水産業の発展に欠かせない重要な資源です。また、身近な里山や自然環境は、心にうるおいを与え、郷愁誘う農村景観を形成するなど、住民にとってかけがえのない存在です。

「農林漁業との健全な調和を図る」という都市計画の基本理念に基づき、現在ある優良な農地や身近な自然・緑地を保全する都市づくりを進めます。

方針1

にぎわいと
活力のある都市づくり

(1)産業・雇用の創出・拡大

優良な農地の保全 産業活動を支援する広域・高速交通網の整備
産業用地需要の既存市街地内への誘導と、既存市街地外への立地が必要な場合の周辺環境の考慮

(2)中心市街地の活性化

賑わいを創出する多様な都市機能の回帰・集積 幅広い世代のまちなか居住
歴史などをいかしたまち並み創出 回遊性と快適性の高い歩行空間の形成

(3)農山漁村部の活性化

都市と農山漁村部の交流の推進 基礎的な生活基盤施設の整備
帰農者用住宅や二地域居住の場などの土地利用の推進

方針2

安心して住み続け
られる都市づくり

(1)生活機能の充実

利用利便性を考慮した日常生活施設の立地誘導 公共交通機能の充実と各集落や都市を結ぶ生活道路の整備
ユニバーサルデザインを取り入れた都市基盤の整備
冬期間の安全な生活空間づくり 身近に自然が感じられるうらおいのある市街地の形成

(2)安全・安心の確保

脆弱地盤地域などへの市街化の抑制 河川や下水道の整備と森林・農地・河川空間などの保全
建物の不燃化・耐震化の促進、災害に配慮した都市基盤の整備
コミュニティの醸成などによる犯罪が発生しにくいまちづくりの推進

方針3

環境と共生する
美しい都市づくり

(1)自然環境の保全

良好な自然に悪影響を及ぼす無秩序な開発の抑制 下水道などの整備や廃棄物の適正処理

(2)地球環境問題への対応

公共交通の充実と交通結節機能の整備 交通需要マネジメントの実践
市街地内や周辺での水と緑のネットワークの形成 未利用エネルギーの活用

(3)景観の保全・創出

伝統的なまち並みや特色ある景観の保全・継承 沿道の土地利用や施設立地などの適切な規制・誘導
魅力的なまち並み景観の創出

方針4

協働で育む
都市づくり

(1)多様な主体の協働

多様な広報手段を用いた情報提供 住民と行政が協働で取り組める仕組みの形成
多様な主体による施策提案や協働の支援 多様な主体による広域的な連携や交流の推進

(2)人財の育成

まちづくりを担う地域に根ざした人財の継続的な育成 子どもたちを対象としたまちづくり学習機会の提供
地域のまちづくり活動の担い手間のネットワーク拡大

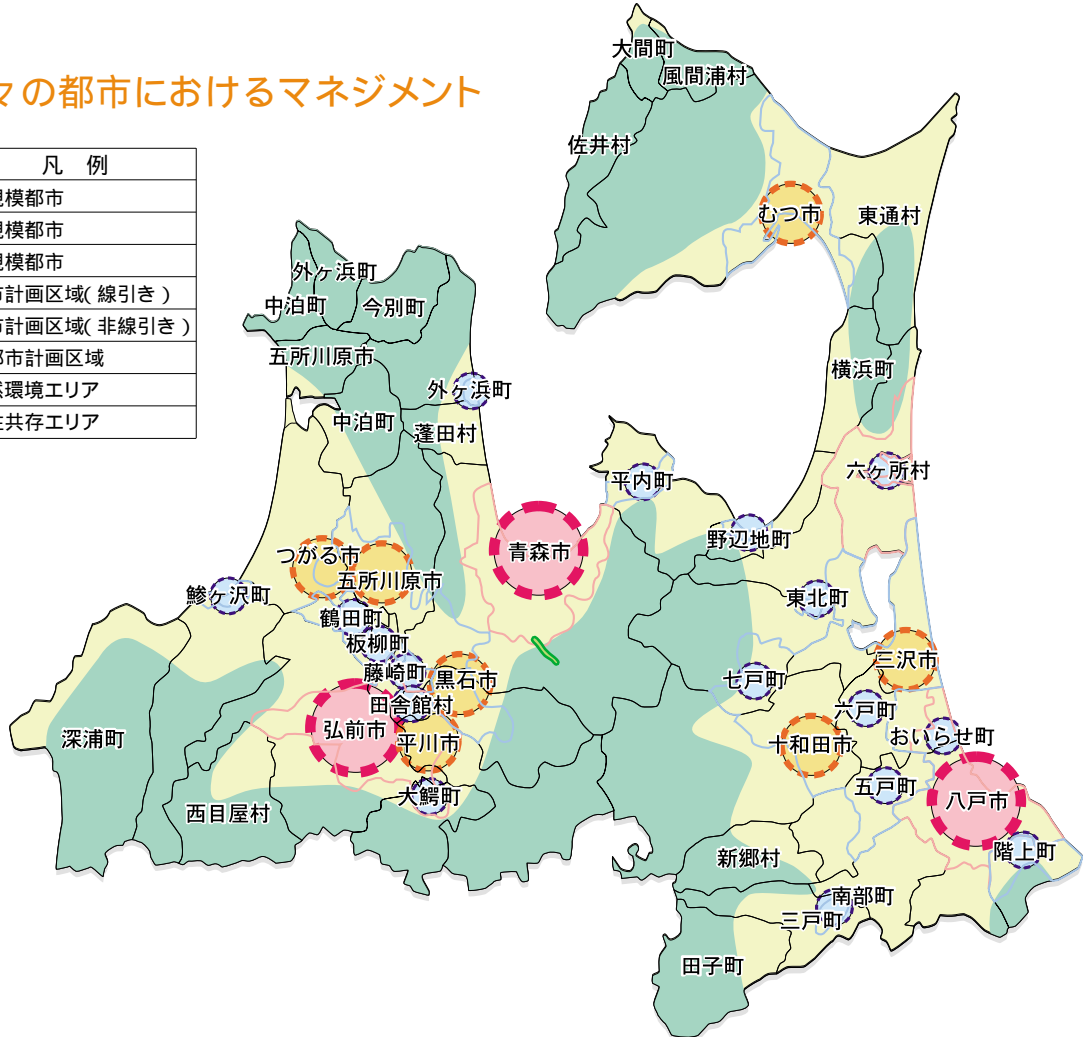
目標とする将来像

同じ目的を達成するにあたって、その人口規模などにより注目すべき観点や講じる施策が異なってくることから、以下のとおり3つの都市規模の将来像を示すこととします。

それぞれの都市においては、「個々の都市におけるマネジメント」とともに、「圏域全体のマネジメント」により、めざすべき都市像を実現していきます。

個々の都市におけるマネジメント

凡 例	
	大規模都市
	中規模都市
	小規模都市
	都市計画区域(線引き)
	都市計画区域(非線引き)
	準都市計画区域
	自然環境エリア
	農住共存エリア



大規模都市(人口10万人以上の都市)

- 高次な都市機能の集積
- 歩いて暮せるまちづくりの推進
- まちなか居住の推進
- 環境負荷の小さいコンパクトなまちづくり
- 優良な農地や良好な自然環境の維持
- 広域とのネットワークの確保
- 公共交通の充実など人に優しいまちづくり
- 交通需要マネジメントの推進

中規模都市(人口5万人規模の都市)

- 利便性に優れた多様な機能のまちなかへの集積
- 住民が誇りや愛着の持てる市街地の形成
- 市街化を抑制すべき区域の明確化
- 優良な農地や自然環境の保全
- 公共交通の充実と維持・確保
- 過度に自動車に依存しないまちづくり

小規模都市(人口3万人以下の都市)

- 日常生活に必要な機能の維持
- ゆとりある暮らしやすい市街地の形成
- 優良な農地や良好な自然環境の保全
- 自然資源をいかした都市との交流機能の強化
- 集落の生活基盤・地域の活力の維持向上
- 基礎的な生活交通の維持・確保

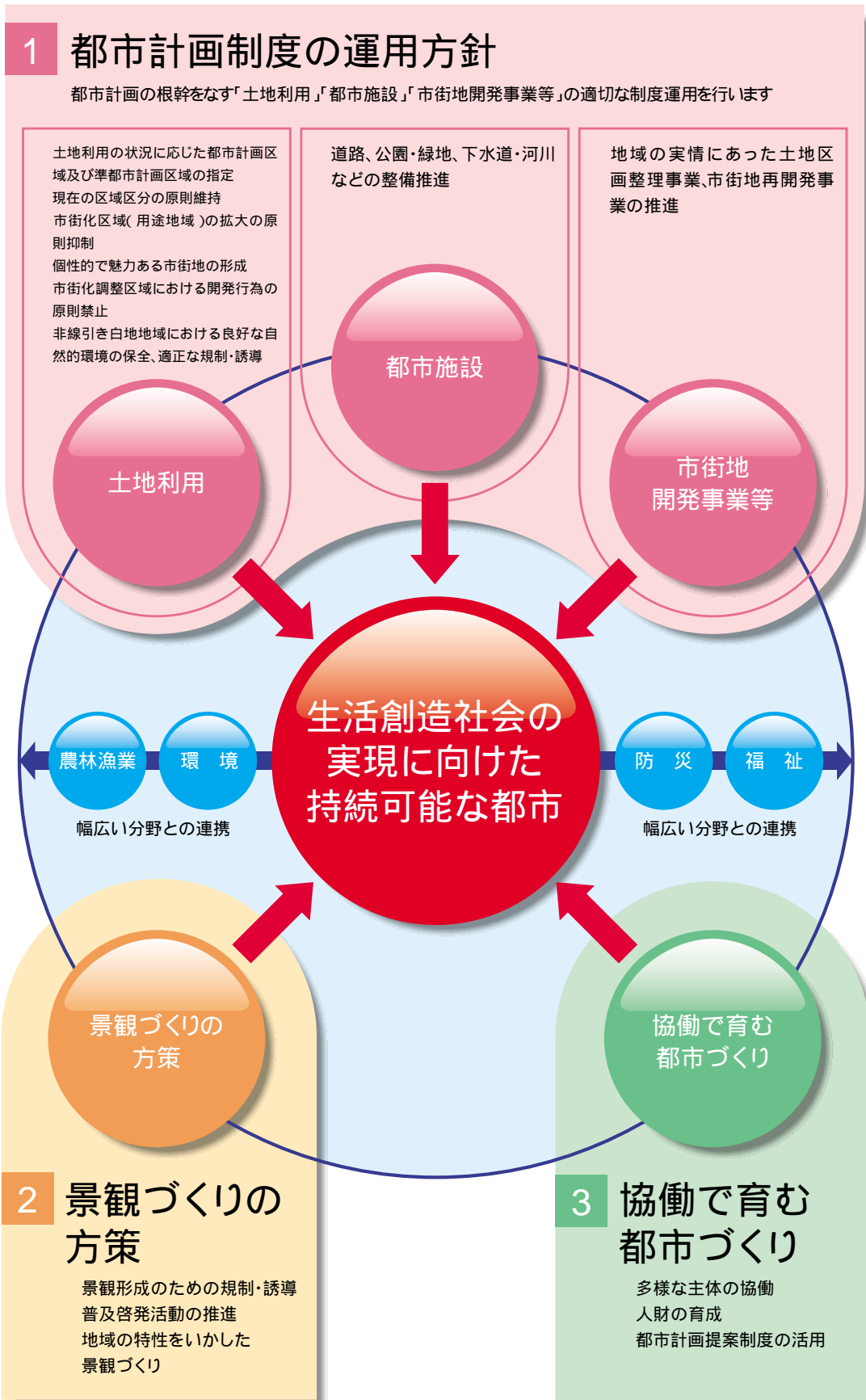
圏域全体のマネジメント

これまで経験したことのない人口減少社会や高齢社会の進展を踏まえ、右記のような圏域としてのマネジメントを進めます。

- ▶ 計画的な土地利用コントロールと適正な機能配置、市街地と農山漁村地域との連携
- ▶ 相互補完型の都市づくり
- ▶ 広域調整の推進

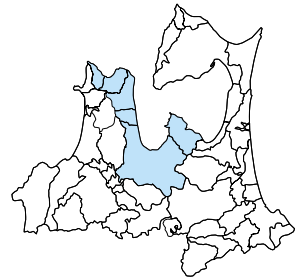
⇒ 実現に向けた方策

「生活創造社会の実現に向けた持続可能な都市」を実現するためには、「1. 都市計画制度の運用方針」、「2. 景観づくりの方策」、「3. 協働で育む都市づくり」により、幅広い分野が連携した総合的・一体的な取り組みを進めます。



東青圏域

[構成市町村名] 青森市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町の1市3町1村



多彩なビジネスや生活様式を実現できる 県都を中心とした活力圏域

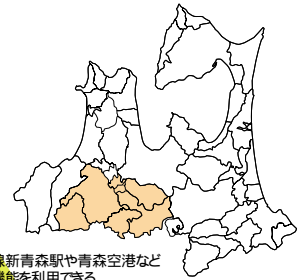
本圏域は本州と北海道を結ぶ交通の要衝として発展し、全県をカバーする行政機関や金融機関などが集まる政治・経済の中心地となっています。圏域経済は人財、情報、資金の集積や交流機会の豊かさに支えられているため、その基盤となる求心力あるコンパクトシティの形成と広域交通網の充実が欠かせないものとなっています。

今後は都市的空間と自然的空間が接続した環境特性をいかにしながら、新幹線の延伸や人口減少などの社会環境の変化に適切に対応し、多彩なビジネスチャンスを生み出し続けるとともに、多様な生活文化を創出し、その豊かさを享受できる圏域をめざします。



中南圏域

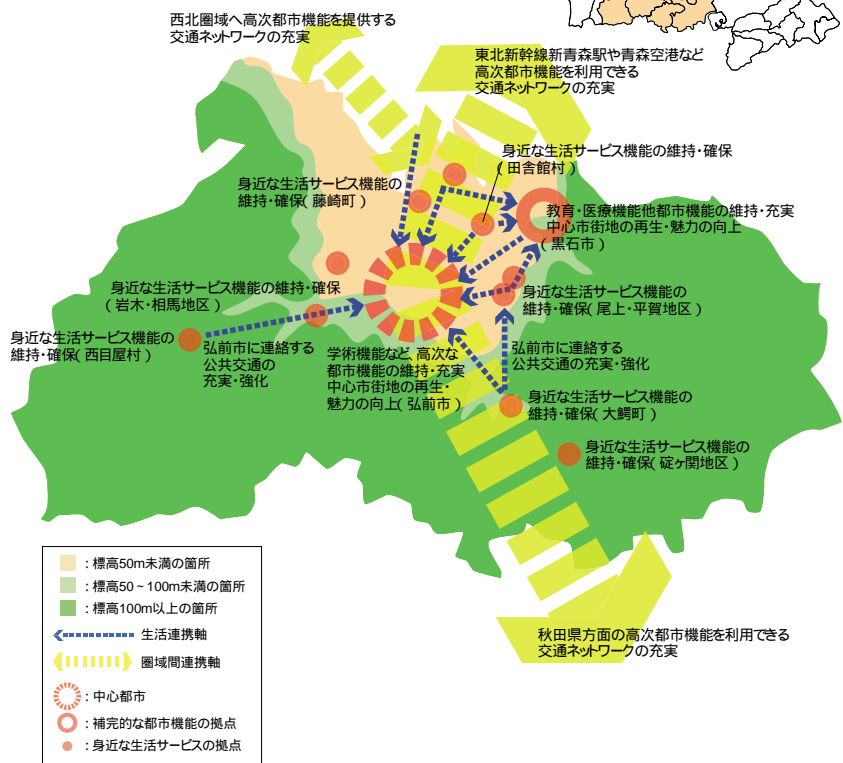
[構成市町村名] 弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村の3市2町2村



県を代表する美しい景観や歴史に抱かれながら、 一体的に発展する圏域

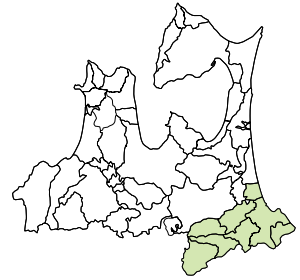
本圏域では、貴重な自然・歴史資源に恵まれており、弘前市を中心に各都市が緊密に連携しています。産業面では、米とリンゴを中心にした農業や、地域の優位性をいかした先端技術産業が展開されています。

今後は、津軽の母なる川「岩木川」の上流域に古くから展開されている豊かな穀倉地帯・樹園地を保全しながら、大学や研究機関の集積をいかした先端技術産業や研究開発型産業の展開をめざします。また、弘前市を中心に個性的でコンパクトな都市が緊密に連携し、世界に誇る自然景観や歴史文化をはじめとする地域のアイデンティティに支えられながら一体的に発展する圏域をめざします。



三八圏域

〔構成市町村名〕八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町の1市6町1村
おいらせ町は、三八と上北の両方に含まれます。



海と山に囲まれた、活発な産業や 利便性の高い生活が展開できる圏域

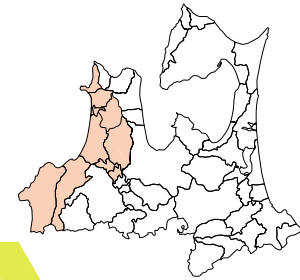
本圏域では、水産業・農業・畜産業がバランスよく展開されており、ものづくり拠点として発展しています。また、圏域各都市では、定住自立圏の構成などによりそのつながりが一層強くなっており、資源をいかした特色ある取り組みも行われています。

今後は、豊富な農林水産資源を活用した食産業の振興とともに、北東北のものづくりの牽引役としてさらなる役割の強化をめざします。また、圏域のアイデンティティとしての森川海の自然や歴史・文化を大切に継承し、八戸市における高次都市機能やその補完機能、圏域内の円滑な移動を支える交通ネットワークの充実・強化により、いつまでも安心して生活できる圏域をめざします。



西北圏域

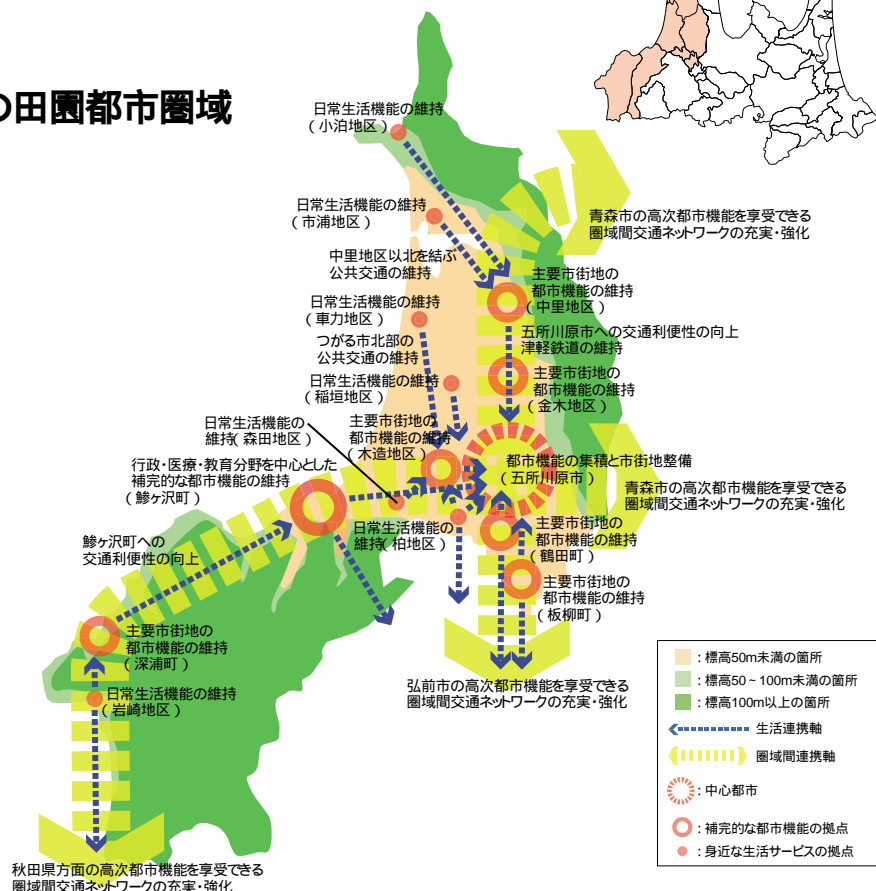
〔構成市町村名〕五所川原市、つがる市、鯨ヶ沢町、深浦町、板柳町、鶴田町、中泊町の2市5町



農・林・水・観が連動し、 地域と文化を育む広域型の田園都市圏域

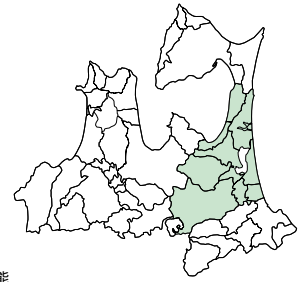
平野部には肥沃な穀倉地帯、海岸部には天然の良港、山間部には青森ヒバの美林を擁し、古くから第一次産業が盛んに行われてきました。そして農林水産物の交易拠点には数多くの町場が生まれ、深い歴史と文化を蓄積した風格ある中小都市群が形成されています。しかし、第一次産業の停滞や高齢化の進展とともに都市活力が低下しており、都市機能や公共交通網などの維持が大きな課題となっています。

今後は、新しいタイプの観光と絡め、圏域住民と訪問者がともに地域資源を活用し、交流し、関係自治体が協力しあうことで、都市を長期にわたって維持し育む、農山漁村と都市との結びつきを大切にされた広域型の田園都市圏域をめざします。



上北圏域

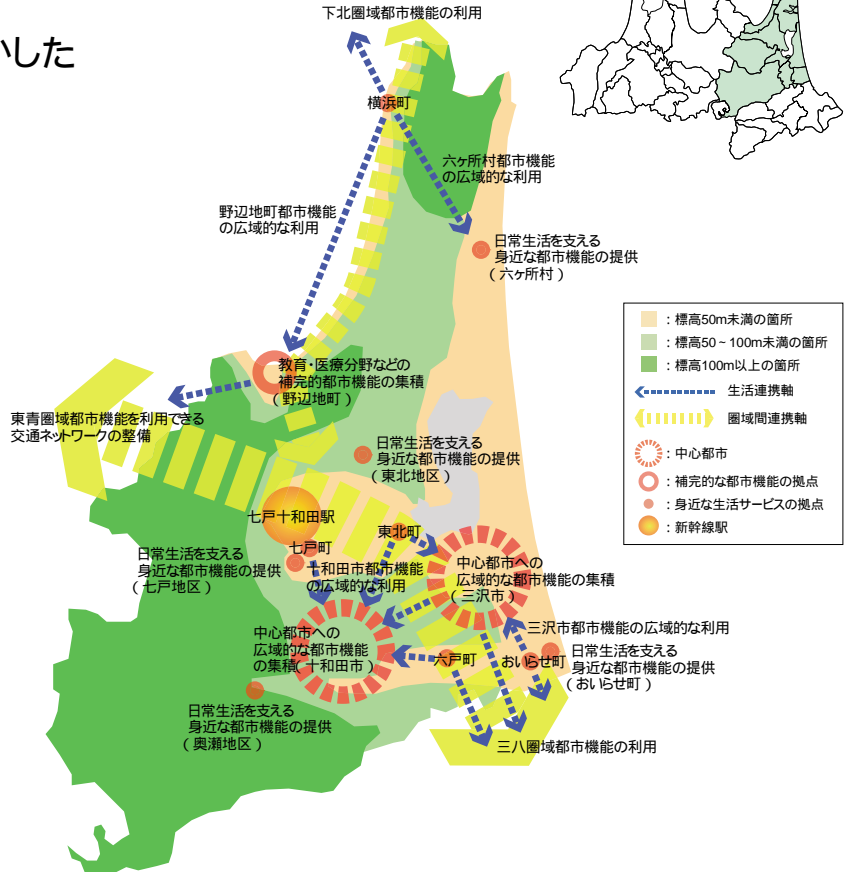
[構成市町村名] 十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町の2市6町1村
おいらせ町は、三八と上北の両方に含まれます。



ネットワーク型都市構造をいかした自然美と生産力を誇る圏域

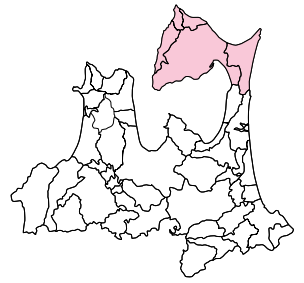
冷涼な気候と緩やかな地形を背景に、近代的な農地開拓や産業開発などが盛んです。さまざまな大規模開発プロジェクトは、圏域経済の基盤を形成し、開発地区周辺では発展をもたらす一方で、圏域構造の変動をも与えてきました。

今後は、分散している中小都市群が適切に都市機能を連携・分担しながら、大規模開発を適切にコントロールし、今ある自然美と生産力、そして都市機能をいかして発展する、ネットワーク型都市圏域の形成をめざします。



下北圏域

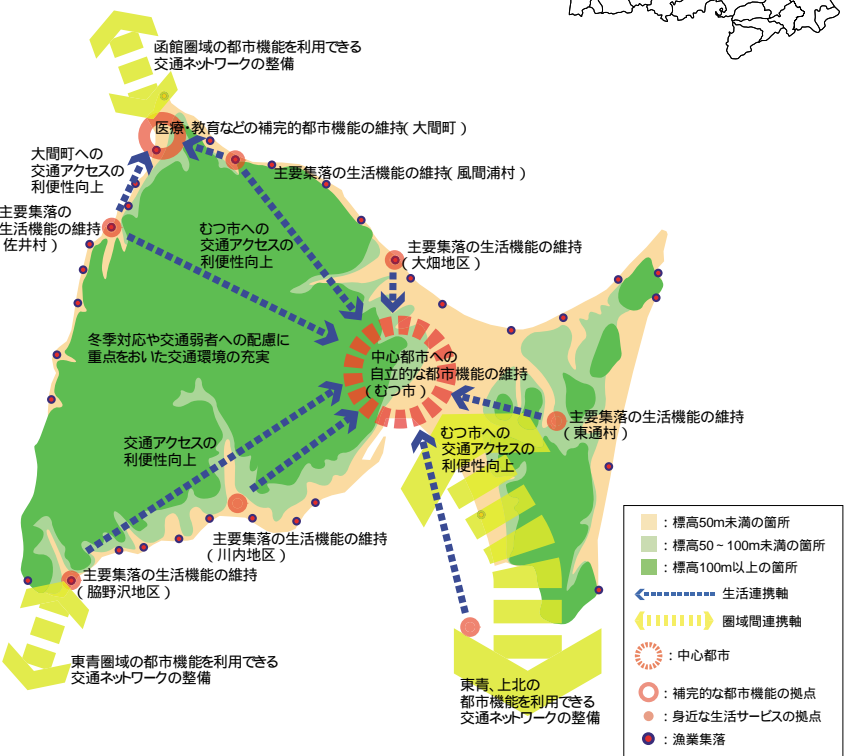
[構成市町村名] むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村の1市1町3村



自然環境・生活文化・科学技術が調和する、自立した生活創造圏域

三方を海に囲まれた地理的特性を背景に、中心都市のむつ市では自立性の高い都市機能が集積するとともに、漁業などで栄えた各集落ではそれぞれ独特な伝統文化が育まれてきました。

しかし、本格的な人口減少時代の到来とともに、こうした中心都市や各集落の機能縮小も懸念されることから、海上交通を含む圏域内外の交通ネットワークの充実により、圏域全体で支えあい、自立性ある定住環境の維持を図るとともに、豊かな自然環境と調和のとれた産業開発や、自然をいかした魅力的な暮らしの創造をめざします。



都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

青森県では、25の都市計画区域が指定されています。

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」は、都市計画法に基づく方針であり、基本方針や圏域別計画を踏まえて都市計画区域ごとに策定するものです。

「都市計画区域マスタープラン」は、長期的な視点に立って都市の将来像とその実現のための道筋を示すものであり、個別の都市計画はこれに即して定められることになります。

「都市計画区域マスタープラン」の概要

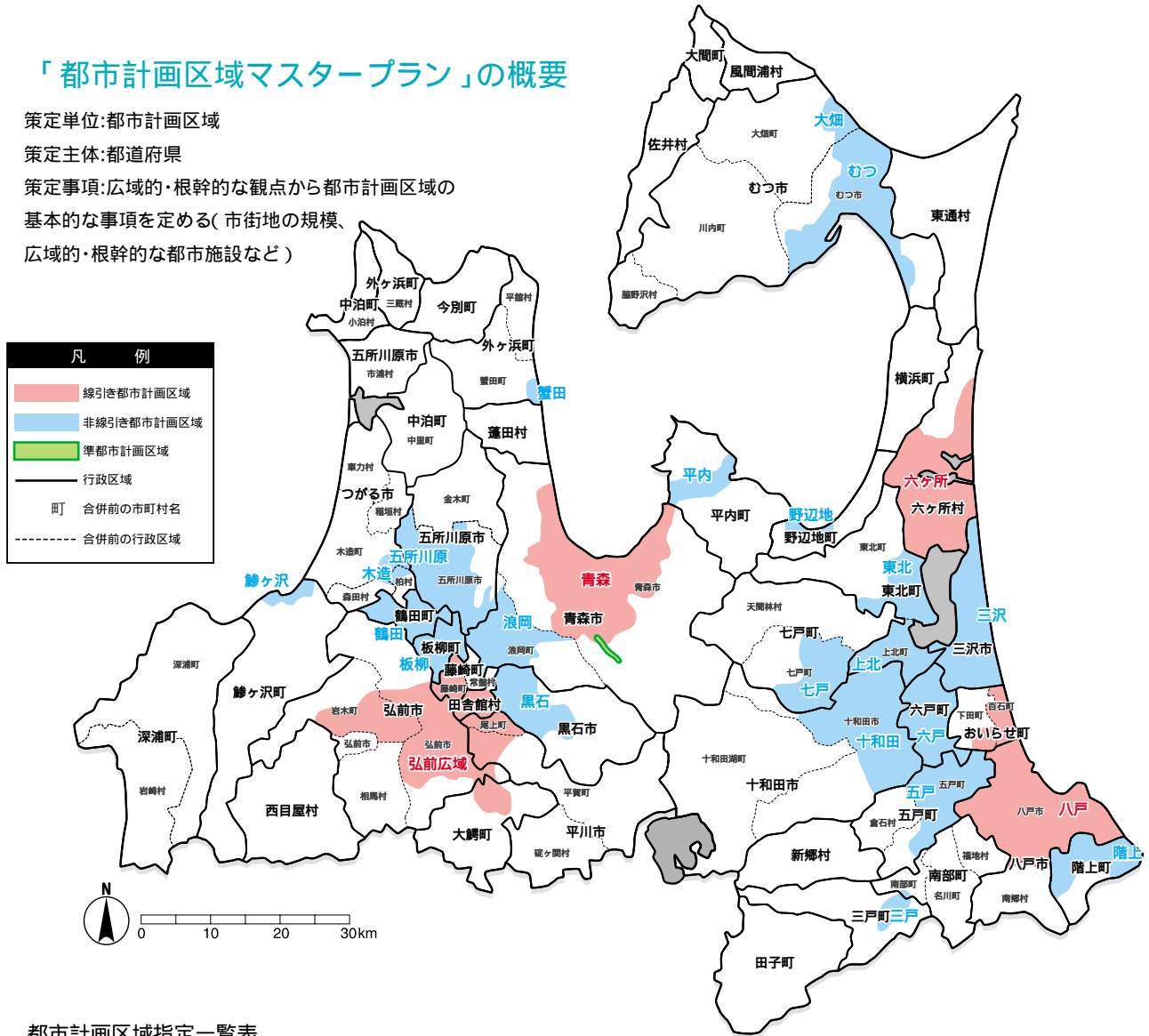
策定単位:都市計画区域

策定主体:都道府県

策定事項:広域的・根幹的な観点から都市計画区域の

基本的な事項を定める(市街地の規模、

広域的・根幹的な都市施設など)



都市計画区域指定一覧表

名称	構成市町村	名称	構成市町村	名称	構成市町村
青森	青森市	三沢	三沢市	野辺地	野辺地町
浪岡	青森市、藤崎町	むつ	むつ市	七戸	七戸町
弘前広域	弘前市、藤崎町、大鱧町、平川市、田舎館村	大畑	むつ市	六戸	六戸町
		木造	つがる市	上北	東北町
		平内	平内町	東北	東北町
八戸	八戸市、おいらせ町	蟹田	外ヶ浜町	六ヶ所	六ヶ所村
黒石	黒石市	鯉ヶ沢	鯉ヶ沢町	三戸	三戸町、南部町
五所川原	五所川原市	板柳	板柳町	五戸	五戸町
十和田	十和田市	鶴田	鶴田町	階上	階上町



活彩あおもり

青森県都市計画基本方針は、県のホームページ(<http://www.pref.aomori.lg.jp/>)でご覧いただけます。

[編集・発行]

青森県 県土整備部 都市計画課

〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号

電話 017-734-9681(直通) FAX 017-734-8196

Eメール toshikei@pref.aomori.lg.jp